2026年11月5日時点版

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 令和7年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>

- **経営計画に基づいて実施する販路開拓等**
 （生産性向上）の取り組みに対し**50万円、**
 特例要件に応じて50～250万を上限に
 補助金（補助率：2／3※）が出ます。
 ※賃金引上げ特例に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については補助率が３／４となります。
- 計画の作成や販路開拓の実施の際、
 商工会議所の指導・助言を受けられます

内容	金額
補助上限	50万円
インボイス特例対象事業者	補助上限額（50万円）に 50万円上乗せ
賃金引上げ特例対象事業者	補助上限額（50万円）に 150万円上乗せ
補助率	2／3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3／4）

《特例一覧》

〇インボイス特例

2021年(令和3年)9月30日～2023年(令和5年)9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者または2023年10月1日以降に創業した事業者で、補助事業の終了時点で、「適格請求書発行事業者」の登録を受けた事業者であること。（過去に小規模事業者持続化補助金＜一般型＞で「インボイス枠」または「インボイス特例」を活用した補助事業実施事業者は対象外）

〇賃金引上げ特例（赤字事業者は補助率3/4に引き上げ）

補助事業実施期限日（2028年3月31日(金)）を終点とした連続する12か月とその前年同月の12か月を比較し、従業員1人あたり給与支給総額を3．0%以上増加した小規模事業者

《審査における加点項目》

〇【重点政策加点】、【政策加点】それぞれ1種類ずつ合計2種類まで選択可能。
（詳細は公募要領でご確認下さい。）

【お問い合わせ先】
熊本商工会議所　〒860-8547　熊本市中央区横紺屋町10番地
電話）096-354-6688（代表）　URL）https://www.kmt-cci.or.jp/
〔電子申請申請先アドレス〕 https://www.jizokuka-portal.info/
〔問合せ先〕商工会議所地区　小規模事業者持続化補助金事務局
電話：03-6634-9307［9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）］
特設サイト：https://r6.jizokukahojokin.info/

【概　要】

※詳細は公式サイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。（パート・アルバイト含む）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費（広報費またはウェブサイト関連費のみの申請不可・補助金交付申請額は上限30万円）、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

◆対象となる取組の例

①広告宣伝　・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

②集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のバリアフリー化

③ITを活用した広報や業務効率化

・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ

地域の商工会議所に対する事業支援計画書等の作成・交付依頼は、締切の１２／４まで（厳守）に十分な余裕をもって、お早めにお願いいたします

①GビズIDプライムアカウントの取得

②経営計画書・補助事業計画書の作成

③地域の商工会議所での補助事業者の要件を満たしているか等の確認を受けるとともに、事業支援計画書等の作成・交付を依頼【１２／４締切＊】

④商工会議所より事業支援計画書の交付を受ける

⑤送付締切までに補助金事務局へ申請書類一式を電子申請により送付

⑥補助金事務局による審査、採択・不採択の決定
【採択発表予定日：2027年3月頃予定】

⑦（以下、採択の場合）入手価格の妥当性を証明できる見積書等の提出
【提出期限：2028年2月29日】

⑧交付決定後、販路開拓の取組実施

⑨所定の期限までに実績報告書等の提出

⑩補助金事務局による報告書等の確認

⑪報告書等の不足・不備がないことの確認が終わり次第、補助金を請求・受領（精算払い）

⑫1年後の事業効果等状況報告（様式14）の提出

商工会議所の指導・助言を受けることができます

※事業承継加点の付与を希望する場合は、事業承継診断票（地域の商工会議所が作成・交付）も必要です。

※より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業（全国対象の）の実施回数等に応じて段階的に減点調整が行われます。

【＊】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

	第16回締切	第17回締切	第18回締切	第19回締切	第20回締切
1. 事業支援計画書(様式4)等の発行依頼締切	2024年5月20日(月)	2025年6月3日(火)	2025年11月18日(火)	2026年4月16日(木)	**2026年12月4日（金）（厳守）**
2. 申請書類一式の申請締切	【電子申請のみ】2024年5月27日(月)17:00	【電子申請のみ】2024年6月13日(金)17:00	【電子申請のみ】2025年11月28日(金)17:00	【電子申請】2026年4月30日(木)17:00	**【電子申請】2026年12月15日(火)17:00**
3. 採択結果公表	2024年8月8日(木)	2025年9月26日(金)	2026年3月17日(火)	2026年7月29日(水)	**2027年3月頃予定**
4. 補助事業の実施期間	交付決定日から2024年11月4日(月)	交付決定日から2026年7月31日(金)	交付決定日から2027年2月26日(金)	交付決定日から2027年6月30日(水)	**交付決定日から2028年3月31日(金)**